

平成23年第3回砂川市議会定例会

平成23年9月15日（木曜日）第4号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 7号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 議案第 8号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第 9号 平成22年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 議案第10号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第11号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第12号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第13号 平成22年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第14号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第15号 平成22年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 報告第 1号 平成22年度砂川市健全化判断比率の報告について
- 日程第 5 報告第 2号 平成22年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
- 報告第 3号 平成22年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 6 選挙第 1号 砂川市選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第 7 選挙第 2号 砂川市選挙管理委員会委員の補充員選挙について
- 日程第 8 報告第 5号 監査報告
- 報告第 6号 例月出納検査報告
- 日程第 9 意見案第1号 自然エネルギーの推進と原子力発電からの計画的撤退を求める意見書について
- 意見案第2号 平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書について

意見案第3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 7号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 議案第 8号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第 9号 平成22年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 議案第10号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第11号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第12号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第13号 平成22年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第14号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第15号 平成22年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 報告第 1号 平成22年度砂川市健全化判断比率の報告について
- 日程第 5 報告第 2号 平成22年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
- 報告第 3号 平成22年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 6 選挙第 1号 砂川市選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第 7 選挙第 2号 砂川市選挙管理委員会委員の補充員選挙について
- 日程第 8 報告第 5号 監査報告
- 報告第 6号 例月出納検査報告
- 日程第 9 意見案第1号 自然エネルギーの推進と原子力発電からの計画的撤退を求める意見書について
- 意見案第2号 平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書について

意見案第3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について

○出席議員（14名）

議長	東	英	男	君	副議長	飯	澤	明	彦	君	
議員	一ノ瀬	弘	昭	君	議員	増	山	裕	司	君	
	増	井	浩	一	君		水	島	美	喜子	君
	多比良	和	伸	君		増	田	吉	章	君	
	土	田	政	己	君		小	黒	弘	君	
	北	谷	文	夫	君		尾	崎	静	夫	君
	沢	田	広	志	君		辻		勲	君	

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善	岡	雅	文
砂川市教育委員会委員長	柴	田	良	一
砂川市監査委員	奥	山		昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾	我	治	彦
砂川市農業委員会会長	奥	山	俊	二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角	丸	誠	一
市立病院院長	小	熊		豊
総務部長兼会計管理者	湯	浅	克	己
市民部長	高	橋		豊
経済部長	栗	井	久	司
建設部長	金	田	芳	一
建設部審議監	山	梨	政	己
市立病院事務局長	小	俣	憲	治
市立病院事務局審議監	佐	藤		進
市立病院事務局審議監	氏	家		実
総務課長	古	木	信	繁
広報広聴課長	熊	崎	一	弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教	育	長	井	上	克	也
教	育	次	長	森	下	敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監	査	事	務	局	局	長	中	出	利	明
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	湯	浅	克	己
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農	業	委	員	会	事	務	局	長	栗	井	久	司
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事	務	局	長	河	端	一	寿							
事	務	局	次	長	加	茂	谷	和	夫					
事	務	局	主	幹	兼	庶	務	係	長	佐	々	木	純	人
議	事	係	長	吉	川	美	幸							

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 東 英男君 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第7号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について

- 議長 東 英男君 日程第1、議案第7号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長。

- 市長 善岡雅文君（登壇） 議案第7号、ただいま上程をいただきました砂川市教育
委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございま
す高橋仁美氏は平成23年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、次の者を任命いたした
いと存じます。

引き続きまして、高橋仁美氏にお願いをしたいと存じますので、よろしくお願いをいた
します。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、
ご同意をお願いいたしたいと存じます。

- 議長 東 英男君 これより議案第7号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第2 議案第8号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意
を求めることについて

- 議長 東 英男君 日程第2、議案第8号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任
につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

- 市長 善岡雅文君（登壇） 議案第8号、ただいま上程をいただきました砂川市固定
資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますけれども、現委

員でございます堀下義雄氏は平成23年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。

引き続きまして、堀下義雄氏にお願いをしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 東 英男君 これより議案第8号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第3 議案第9号 平成22年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第10号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第11号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第12号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第13号 平成22年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第14号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第15号 平成22年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第3、議案第9号 平成22年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第10号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第11号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第12号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第13号 平成22年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第14号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第15号 平成22年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについての7件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第9号 平成22年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明を申し上げます。3ページをお開きいただきたいと存じます。一般会計の歳入総額は121億6,138万2,530円、歳出総額は119億1,048万4,567円で、差し引き2億5,089万7,963円の剰余金を生じる決算となったところであります。

次に、歳入の構成比を見ますと、自主財源は全体の31.1%で前年比1.2ポイントの減、依存財源は68.9%で前年比1.2ポイントの増となっております。なお、自主財源及び依存財源の主な内訳は記載のとおりであります。279ページに決算の財源推移として資料を添付してございますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、歳入決算額の対前年度比較であります。3ページの市税から4ページの市債まで、主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと、国における地方財政の所要の財源を確保する考え方などによる地方交付税の増、臨時財政対策債、公営住宅建設などの土木債、ソフト事業分の新設による過疎対策事業債などの市債の増を初め、地方特例交付金、道支出金、繰越金などがそれぞれ増加となっており、景気の低迷による個人市民税などの市税の減、定額給付金などの国庫補助金の減のほか、財産収入などが減となっております。歳入総額では前年度と比較して4億7,968万8,188円の増となったところであります。

次に、歳出決算額の対前年度比較、性質別であります。4ページ、人件費から5ページ、普通建設事業費まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと、学校耐震化事業などによる建設事業費の補助事業費、砂川振興公社に対する貸付金、財政調整基金などの積立金の増を初め、繰出金、人件費などが増加となっており、定額給付金などによる補助費等の減、公的資金補償金免除繰上償還額の減少による公債費の減のほか、建設事業費の単独事業費などが減少となっております。歳出総額では前年度と比較して4億4,718万7,068円の増となったところであります。なお、280ページに歳出性質別決算の推移として資料を添付しておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、5ページの主な財政分析指標の推移であります。初めに経常収支比率であります。毎年度継続して恒常的に収入され、かつその用途が制限されない市税、地方譲与税、普通交付税などの経常一般財源収入が、経常的に支出しなければならない人件費、物件費、公債費等の義務的経常経費にどの程度充当できるかを示したものです。この率が高いほど財政の弾力性が乏しいこととなり、22年度は21年度と比較して1.9ポイント減の84.8%となったところであります。

次に、財政力指数であります。普通交付税算定における基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の過去3カ年間の平均値を示したものであり、この率が100%に近い

ほど普通交付税の交付率が低く、普通交付税算定上の留保財源が多いことになり、財源に余裕があるということになります。22年度は21年度と比較して基準財政需要額の増、市税の減などにより1.9ポイント減の32.1%となったところであります。

次に、公債費比率であります。この率は標準財政規模から災害復旧費等として交付税に算入された公債費を除いた額に対する地方債の元利償還金から、元利償還金に充当した特定財源と災害復旧費等として普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費を除いた額の割合であり、地方債発行規模の妥当性を判断するための指標として、その率が高いほど公債費の負担が重く、財政構造が硬直化していると判断されるものであり、22年度は21年度と比較して公債費の減少、標準財政規模の増加などにより1.3ポイント減の17.6%となったところであります。

また、起債制限比率であります。先ほどの公債費比率の積算額から基準財政需要額に算入された事業費補正の公債費をそれぞれ除いた額に対する割合の過去3カ年間の平均であり、22年度は21年度と比較して公債費の減少、標準財政規模の増加などにより1.4ポイント減の14.3%となったところであります。

以上、平成22年度一般会計決算の概要について申し上げましたが、6ページから13ページには一般会計歳入歳出決算書、14ページから17ページには一般会計歳入歳出款別決算内訳書、18ページから275ページには予算書に基づく一般会計歳入歳出決算事項別明細書、276ページには実質収支に関する調書、277ページから293ページには各表に基づく一般会計決算説明書、545ページから551ページには財産に関する調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私から議案第10号、第12号、第13号、第14号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第10号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の294ページをお開きいただきたいと思います。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。平成22年度の財政運営は、財政健全化に対処することを基本として保険税の税率を据え置き、限度額の引き上げを行い、運営したところであります。昨年に引き続き経営姿勢が認められ、特別調整交付金1,800万円の交付があったところであります。給付状況では、一般分の療養給付費で13億5,961万9,174円、高額療養費で1億8,177万3,277円、退職者の療養給付費で9,701万5,159円、高額療養費で1,404万9,338円となり、保険給付費は前年度に比べ5.3%の減となったところであります。なお、歳入総額24億2,003万4,575円に対し、歳出総額23億8,784万3,902円となり、差し引き3,219

万673円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、保険税の収入合計は3億7,042万7,616円で前年度に比べ1,027万5,826円の減となっており、現年度分収入率は94.9%で前年度に比べ1.8%の増となったところであります。歳入総額に対する構成比は15.3%となり、前年度に比べ0.5%の増となっており、1世帯当たりの納税額は11万8,537円となったところであります。国庫支出金の収入済額は6億462万7,295円となり、また療養給付費交付金は1億4,253万円、前期高齢者交付金は6億5,789万6,383円で構成比が27.2%と一番高く、一般会計繰入金は1億6,778万4,419円、その他、共同事業交付金2億6,502万2,805円、道支出金1億75万4,025円と諸収入等を加えた歳入総額は24億2,003万4,575円となり、前年度決算額と比較して1億5,491万2,961円の減となったところであります。

歳出につきましては、総務費は5,447万9,533円、保険給付費は16億6,947万5,990円で前年度に比べ9,402万5,369円の減、構成比が69.9%と一番高く、後期高齢者支援金等は2億1,410万6,454円、老人保健拠出金は349万5,305円、介護納付金は8,314万543円であります。その他、共同事業拠出金3億55万4,479円、保健事業費1,337万4,768円、諸支出金等を加えた歳出総額は23億8,784万3,902円となり、前年度決算額と比較して7,701万1,429円の減となったところであります。

295ページ以降は決算書、款別決算内訳書、事項別明細書及び実質収支に関する調書であり、373ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第12号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の415ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。老人医療事業特別会計は、後期高齢者医療制度の創設に伴い平成22年度末をもって法令による設置事務がなくなったため廃止することとなったものであります。平成22年度の老人医療事業は、平成20年3月診療分以前の請求遅延等の経費を考慮して、歳出総額62万9,000円の予算を計上し、事業の執行を行った結果、予算額に対し46万7,623円減の16万1,377円で、歳入総額は49万7,977円となり、実質収支で33万6,600円の繰越額が生じましたが、その内訳は支払基金医療費交付金16万8,300円、国庫医療費負担金11万2,200円、道医療費負担金2万8,050円及び一般会計繰入金2万8,050円の過交付によるものであります。なお、これらは翌年度の一般会計の繰越金として受け入れ、一般会計繰入金を除きそれぞれ精算の上、返還されることとなるものであります。

歳入につきましては、支払基金交付金2,669円、一般会計繰入金1万1,759円、

繰越金14万6,949円、諸収入33万6,600円で、歳入総額は49万7,977円となり、前年度決算額と比較して543万1,204円の減となったところであります。

歳出につきましては、総務費1万1,238円、公債費521円、諸支出金14万9,618円で、歳出総額は16万1,377円となり、前年度決算額と比較して562万855円の減となったところであります。

416ページ以降は決算書、款別決算内訳書、事項別明細書及び実質収支に関する調書であり、443ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第13号 平成22年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の444ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。平成22年度の財政運営は、介護保険事業を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳出総額15億4,400万5,000円の予算を計上し、事業の執行を行った結果、予算額に対し6,603万722円減の14億7,797万4,278円で、歳入総額は15億1,202万1,712円となり、差引額は3,404万7,434円で、その内訳は国庫負担金1,237万9,422円、国庫補助金109万919円、道負担金529万7,296円、道補助金12万4,185円、支払基金交付金94万8,749円の過交付及び保険料の還付未済2万7,900円によるもので、これら差引額1,417万8,963円は剰余金として介護給付費準備基金に積み立てることとしたものであります。なお、過交付及び還付未済となったものは、翌年度において返還及び還付するものであります。また、支払基金交付金212万5,363円の交付不足分については、翌年度において精算交付後に全額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料は2億7,627万8,272円、国庫支出金は3億6,315万3,900円、道支出金は2億3,041万5,701円、支払基金交付金は4億1,890万2,133円、繰入金は1億9,868万810円、繰越金は2,096万1,076円、これに分担金及び負担金338万2,034円、財産収入24万7,786円を加えた歳入総額は15億1,202万1,712円となり、前年度決算額と比較して4,924万2,783円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は1,466万8,438円、保険給付費は13億8,609万7,876円、地域支援事業費は4,374万7,737円、諸支出金は2,112万465円、これに基金積立金1,085万2,050円、公債費148万7,712円を加え、歳出総額は14億7,797万4,278円となり、前年度決算額と比較して5,236万1,261円の増となったところであります。

なお、445ページ以降は決算書、款別決算内訳書、事項別明細書及び実質収支に関する

る調書であり、510ページ、511ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の512ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります、初めに一般概要について申し上げます。平成22年度の後期高齢者医療に要する経費として、歳出総額4億8,153万4,000円の予算を計上し、事業の執行を行った結果、予算額に対し50万2,067円減の4億8,103万1,933円の歳出総額となっております。これに対して、歳入総額は4億8,204万4,533円となり、差し引き101万2,600円を翌年度へ繰り越したところであります。なお、還付未済となった保険料24万4,000円については、後期高齢者医療広域連合の指示により翌年度において還付するものとなり、後期高齢者医療広域連合から還付未済分が返還されるものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料2億299万2,800円で、現年度分の収入率は99.8%で前年度に比べ0.6%の増となり、歳入総額に対する構成比42.1%となっております。一般会計繰入金は2億7,738万1,133円、その他、繰越金36万3,800円と諸収入130万6,800円を加えた歳入総額は4億8,204万4,533円となり、前年度決算額と比較して2,558万1,696円の増となっております。

歳出につきましては、総務費150万3,460円、後期高齢者医療広域連合納付金4億7,843万9,759円で構成比が99.5%と高く、その他、保健事業費76万7,914円と諸支出金32万800円を加えた歳出総額は4億8,103万1,933円となり、前年度決算額と比較して2,493万2,896円の増となっております。

513ページ以降は決算書、款別決算内訳書、事項別明細書及び実質収支に関する調書であり、544ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 議案第11号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについてご説明いたします。

決算書の374ページ、決算の概要をごらんいただきたいと存じます。初めに、一般概要であります、平成22年度の公共下水道整備事業は、空知太地区、本町南地区で雨水管整備と長寿命化計画策定のため空知太中継ポンプ場1カ所、マンホールポンプ場6カ所及び雨水管渠3カ所の調査委託を行ったところであります。平成22年度末現在の下水道普及率は92.7%、水洗化率は97.2%で、下水道水洗化の普及促進を図りながら下水道施設の効率的活用を努めてきたところであります。また、個別排水処理施設整備事業

は平成8年度から事業に着手し、生活排水の適正なる処理を図るため合併処理浄化槽の普及に努めてまいりましたが、平成22年度末現在で131基設置したところであります。平成22年度の収支であります、歳入総額9億1,758万8,680円に対し、歳出総額9億1,684万7,371円となり、差し引き74万1,309円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、歳入であります、分担金及び負担金は482万6,480円で構成比0.5%、使用料及び手数料は4億1,398万5,741円で構成比45.1%、国庫支出金は1,552万2,000円で構成比1.7%、繰入金は1億9,506万円で構成比21.3%、諸収入は363万8,191円で構成比0.4%、市債は2億8,380万円で構成比30.9%、前年度繰越金は75万6,268円で、歳入総額は9億1,758万8,680円となり、前年度決算額と比較して7億2,623万9,225円の減となったところであります。

次に、歳出であります、下水道費は2億812万8,094円で構成比22.7%、個別排水処理事業費は1,404万9,957円で構成比1.5%、公債費は6億9,466万9,320円で構成比75.8%、歳出総額は9億1,684万7,371円となり、前年度決算額と比較して7億2,622万4,266円の減となったところであります。

以下、375ページから414ページまでは関連する調書でありますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第15号 平成22年度砂川市病院事業会計決算の認定を定めることについてご説明申し上げます。

病院事業会計決算書の23ページをごらんいただきたいと存じます。平成22年度は、診療報酬の改定が行われ、10年ぶりに0.19%のプラス改定となったところであります。当院においては、2年余りにわたり改築工事を進めてきた新本館を10月28日に無事開院することができたところであります。新病院の開院を機に心も新たに、さらに質の高い医療サービスを提供するとともに、市立病院改革プランに基づき収入確保、増加対策、経費節減、抑制対策などを実施したところであります。なお、医療機器整備事業においては、住民参加型市場公募債でありますふれあい債を発行したところであります。

新病院開院に当たり、移転等のため入院診療の一時的抑制や外来診療の3日間休診を行ったこと、旧病院の除却費、新病院に係る経費など多額の費用が必要となったことから経営面では大変厳しい状況であります、地域医療確保のため診療体制の充実、患者サービスの向上を図るとともに医療環境施設の整備拡充を実施したところであります。

診療施設整備では、放射線治療システム、PET-CT、血管造影撮影装置など106品目の医療機器などの取得及び更新を行い、急性期医療や地域がん診療連携拠点病院、地

域周産期母子医療センターとしての機能に対応すべく整備を図りました。

また、診療体制では、さらなる急性期医療に対応するため救急専門医を採用し、救急科を新設したことや、地域医療連携、派遣診療など地域センター病院としての役割を果たすための診療体制充実を図りながら、良質で安全な医療の提供と患者サービスの向上に努めてまいりました。

それでは、まず患者数であります。入院患者数は13万6,638人で前年に比べ1,519人の増となり、外来患者数では25万5,956人で前年に比べ1,385人の減となりました。

次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は103億1,607万4,000円で前年より5億2,765万4,000円の増となり、収益的支出では116億6,799万7,000円で前年より19億2,529万6,000円の増で、収支差し引き13億5,192万3,000円の純損失となりました。

次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は103億8,874万6,000円で、内訳は建設改良に充てる企業債98億3,390万円、投資償還金1,143万2,000円、国庫補助金4億1,602万8,000円、道補助金168万円、一般会計出資金1億327万6,000円、寄附金2,243万円です。資本的支出は114億169万5,000円で、内訳は改築事業費58億1,035万9,000円、院舎改修費725万8,000円、資産購入費47億8,908万5,000円、建設利息2,568万1,000円、企業債償還金7億6,117万円、投資814万2,000円です。また、企業債未償還残高は145億4,916万5,000円となっております。

なお、24ページから32ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案に対する提案説明を終わります。

続いて、監査委員から監査意見の開陳を求めます。

監査委員。

○監査委員 奥山 昭君（登壇） 地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成22年度一般会計、特別会計及び病院事業会計決算並びに基金運用状況の審査概要についてご報告申し上げます。

審査意見書の1ページをごらんください。審査の方法は、提出された各会計の決算書及び決算附属書類並びに基金運用状況調書に基づき、計数の正確性、適法性、予算執行の適否等を主眼として審査を行った結果、決算書及び附属書類は関係法令に基づいて作成され、計数は正確で適切に処理されており、財産の管理状況も適正に行われていることを認めたところであります。

2ページ目の決算概要を申し上げますと、一般会計で歳入総額121億6,138万2,530円に対し、歳出総額119億1,048万4,567円で、歳入歳出差し引き2億5,089万7,963円の剰余金が生じた決算となっております。特別会計の剰余金では、国民健康保険特別会計で3,219万673円、下水道事業特別会計で74万1,309円、老人医療事業特別会計で33万6,600円、介護保険特別会計で3,404万7,434円、後期高齢者医療特別会計で101万2,600円の剰余金を計上しております。

病院事業会計は、砂川市公営企業会計決算審査意見書の4ページをごらんいただきたいと存じます。経営状況は、旧病院除却費等の特別損失が12億697万8,122円あり、事業収益103億1,607万4,307円に対し、事業費用116億6,799万7,116円で、差し引き13億5,192万2,809円の純損失となっております。

一般会計及び特別会計には、今後とも効率的な行政運営と健全な財政の確保に努められることを望むとともに、病院事業会計には新病院の運営に当たり、なお一層の経営努力を期待し、報告といたします。

○議長 東 英男君 これより各議案に対する総括質疑を行います。

初めに、議案第9号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 私は、議案第9号 平成22年度砂川市一般会計決算について質疑をさせていただきます。

まず初めに、歳入の収入未済額及び不納欠損についてお伺いをいたします。決算書を見ますと、収入未済額は全体で約1億6,000万円、不納欠損は2,200万円を超えております。その主なものは、市税と土木使用料であります。市税は、収入未済額は市民税で約5,800万円、固定資産税で約7,800万円で、合計1億4,600万円にも上っております。また、不納欠損は市民税で約500万円、固定資産税で1,600万円の2,100万円となっておりますので、まずその主な要因と市がとった対策についてお伺いをいたします。

次に、固定資産税の未納額と不納欠損が多いようではありますが、昨年から全国的に大変大きな問題になっている買い主が明確でない海外資本による土地購入の影響は砂川市では出ていないのか。その土地の動向についてもあわせてお伺いしたいと思っております。

また、北海道全体では所有者不明の森林が1万4,000ヘクタールに上り、かつて原野商法で販売され、所有者の特定が困難な土地は全道で2万5,000ヘクタールにも上っております。市内には、そうした土地がないのかあるのか、お伺いをしたいと思います。

もう一点目は、市税滞納者に対する差し押さえの状況についてであります。前年度に比べて、件数で70件、金額で約300万円少ないようではありますが、その主な内容について

てお伺いをいたします。

次に、土木使用料であります。主に公営住宅の家賃だと思っておりますが、担当職員の皆さんの努力もあり、過年度分は減少しておりますが、現年度分は増加しております。その要因と対策についてお伺いをいたします。

大きな2点目に南吉野団地、石山団地の建てかえ建設工事、老朽住宅除去工事、駐車場の整備の工事が行われました。新しい快適な公営住宅が完成し、入居者の皆さんが大変喜んでおられると思えば、新しい住宅に入居した住民の方々からいろいろな苦情が寄せられておりますので、事前の説明会などがどのように行われたのかお伺いをいたします。こうした問題は、本来建設前の説明会あるいは入居前の現地見学会などの説明で合意されていけば起きない問題だと思っておりますが、この点についてもあわせてお伺いをし、1回目の質疑とさせていただきます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから市税に関する未収等についてご答弁をさせていただきます。

1点目の収入未済額が市税において約1億4,600万に上っておりますけれども、この要因と対策についてご答弁を差し上げたいと存じます。市税の収入未済額につきましては、当年度分の歳入として課税を行った調定額に対し、当年度に入った収入済額や一定の事情により納税する義務がなくなった不納欠損額を除いた金額であり、最終的に当年度に未納となった額として翌年度に滞納繰り越しとして繰り越されるものであります。平成22年度の決算では、22億6,510万247円の調定額に対しまして、収入済額は20億9,776万5,488円、不納欠損額が2,131万3,336円でありまして、最終的には1億4,602万1,847円が平成22年度の収入未済額となり、昨年度と比べまして現年度の収入率が0.6%上昇したこともあり、約600万円の減少となったところでございます。収入未済額につきましては、特に翌年度に繰り越された分は景気の低迷が続き、家計が苦しくなっている状況では、当年度分の課税に加えて過去の分までの収納が非常に厳しくなっていることなどから徴収の強化を図っているところでありますけれども、収入未済額の大きな減少とはなっていないものと考えております。これらの収納対策につきましては、市税が財源の中でも最も基幹的な自主財源であることや、税をきちんと納めている方とそうでない方との不公平さを絶対に許さないという強い方針のもとに従前より電話連絡、臨戸訪問、夜間納税相談窓口の開設、市外転出者に対する管外徴収及び北海道との共同催告の実施のほか、差し押さえの実施についても厳しく対応しており、最近ではタイヤロックを購入し、悪質滞納者に対する滞納処分強化を図っております。そのような中、不納欠損額につきましては市税全体で約2,100万円になっているところでありますけれども、こちらの要因につきましては、市税の平成22年度の不納欠損額は税別では市民税は498万6,928円、固定資産税は1,465万9,794円、軽

自動車税は10万3,600円、都市計画税は156万3,014円で、合計で2,131万3,336円となり、昨年度が2,884万5,117円でありましたので、26.1%、額にして753万1,781円の減少となっております。不納欠損は、繰り越した滞納額が徴収できなくなったことなどから処分をするものであり、平成22年度においても従前同様に地方税法第18条の消滅時効に基づき、5年が経過し、消滅時効となる平成17年度以前の滞納分を対象として、一部納付などで納付の継続をしているものや滞納処分等で時効が中断しているものを除き、地方税法第15条の7の執行停止の要件に該当する方などについて整理を行ったところであります。そのほか、執行停止後3年経過による欠損、倒産などで財産がない者に対し即時欠損を行っております。欠損の具体的な取り扱いとしては、近年課税されていない方で催告などの文書が返戻されるなど、実態調査を経た中で住所を転々として居所不明となっている方、納税義務者本人が死亡し、納税承継人が不在、不明な方、廃業により実態がなくなり財産もないことが明らかである法人、財産差し押さえ、交付要求等の滞納処分により消滅時効分以外の滞納がなくなった方、納税に対し誠意があり、近年納期内納付を守り消滅時効分以外の滞納がない方、納税意思を示し少額納付を続けている生活困窮者などを欠損の対象としております。その結果、平成22年度分としては5年時効による欠損額が1,185万7,000円、執行停止から3年経過したことによる欠損額が103万6,000円、法人の倒産などによる即時欠損が842万円となりました。昨年との比較における主なものとしたしましては、消滅時効による欠損処分は平成19、20年度の過去2年間に集中的に整理してきたこともあり、平成22年度の時効による欠損は減少しております。しかし、長引く景気低迷などから法人の倒産、解散、競売などによる即時欠損がふえたことにより欠損処分全体としては2,000万円を超える欠損額となったところであります。

続きまして、固定資産税において海外資本による土地購入の影響とその動向についてご答弁を申し上げます。最近海外資本が日本の森林を買収していることが話題になり、その実態も明らかになっておりますが、市内においても2年ほど前に住所を外国に有する固定資産税納付者がいるところであります。日本人以外が土地を所有しようとする場合に制限などがないことから、海外資本による土地の購入があると、税制面においては納税通知書の送付や税金の収納などについて懸念があるところであります。固定資産税においては市内に納税義務者がいない場合には、別に納税に関する一切の事務の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることになっておりますので、納税管理人を選定していただき、納税通知書などの書類を送付しており、現在までのところ税務事務に関し支障は出ていないところであります。固定資産税の所有者は、土地や建物の登記がなされたものについては法務局より登記済み通知書で通知されますが、現在のところこの海外資本所有の土地については登記の変更などはないところであります。

続きまして、所有者不明の土地が北海道全体で2万5,000ヘクタールに上っている

という状況の中で、砂川市にそのような土地があるのかという部分につきましてご答弁を申し上げます。北海道の所有者不明の土地に関しましては、昨年北海道が実施いたしました森林所有者の把握に関する調査において、所有者の特定が非常に困難である原野商法などにより分譲された森林があるとの報告がされたところではありますが、市内にもこのような土地が存在するものであります。固定資産税における納税義務者は、原則的には土地であれば登記簿や土地補充台帳に登記等をされている方であり、毎年賦課期日現在において資産を所有している方について、土地であれば台帳に登録された価格である課税標準が30万円に満たない場合は免税点となり、森林などの土地については価格が低く、固定資産税が課税されていないことが多く、課税されていない土地については登記簿上での所有者、住所等は把握しているものの、納税通知書などの送付を行っていないことから、実際の所有者の住所等の確認までは行われていないところでございます。

最後になりますけれども、市税滞納者に対する差し押さえの状況、前年度の比較等を含めましてご答弁を申し上げます。滞納者に対する差し押さえにつきましては、担税力がありながらも約束に応じない、相談にも一切来ないなど納税意識がない方について給料、預貯金等の財産調査を行った上で、平成18年度より未納額解消に向け厳しく対応を行っております。平成22年度における差し押さえ状況は、預貯金で68件、382万5,000円、所得税還付金などのその他債権で67件、167万1,000円、合計135件、549万6,000円となり、昨年と比較いたしまして70件の減、額で294万7,000円の減となりました。平成22年度の差し押さえの実施につきましては、例年同様の取り扱いで行っておりますが、昨年度に実施した大口法人の差し押さえが減ったことなどから減少しているところではありますが、差し押さえについてはその年の滞納者の状況や預貯金など、財産の保有状況などによって差し押さえ件数、金額に差が出てくるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 私のほうから公営住宅家賃滞納問題と市営住宅建設に関するご質問についてご答弁申し上げます。

初めに、公営住宅家賃滞納で現年度分が増加している要因と対策についてのご質問ですが、公営住宅家賃の収納については2つのことを基本に収納業務を行っているところであります。その1つ目は、新たな滞納者を出さない。2つ目は、滞納額をふやさないであります。1つ目の新たな滞納者を出さないについては、日常的な家賃の収納は各団地別に担当者を決め、月末ごとに収納状況を確認し、滞納が発生した時点で督促状を発送する。また、2カ月以上の滞納が発生した場合は電話連絡と住宅訪問を行い、さらに6カ月以上の滞納については入居者に加え保証人への督促を行うなど早期の対応を行っているところであります。また、2つ目の滞納額をふやさないについては、滞納者に納付誓約書を提出していただき、計画的な収納対応をしておりますが、滞納者の中には納付誓約をしているに

もかかわらず約束を守らない、また滞納額が増加傾向にある、電話や住宅訪問をするが面談に応じないなど誠意が見られない、いわゆる悪質な滞納者については内容証明郵便による催促書を送付し、収納を行っているところであります。この内容証明郵便の催告書の送付については、平成21年度から本格的に行っており、21年度は7件、22年度は8件送付し、全額滞納解消に至った者や保証人立会のもと新たに納付誓約を交わすなど順調な滞納の解消につながっているところであります。滞納家賃で現年度分の増加の要因については、収納の基本としています滞納額をふやさない、このことから滞納者には過年度分の滞納家賃とあわせて現年度分も収納することで進めております。しかし、滞納者の就労状況が改善されないことや収入の安定がなされない中で納付約束がおくれる状況が多く、現年度分については22年度の収納期間内に収納ができなかったものがあり、引き続き23年度中の収納を進めているところであります。また、今後の対策として公営住宅の家賃は月末が納期でありますので、引き続き粘り強く新たな滞納者を出さない、滞納額をふやさない、このことを基本に収納対応を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、南吉野団地、石山団地の建てかえ建設工事で関係住民への説明や合意ができていくのかについてご答弁申し上げます。公営住宅の建てかえ事業を円滑に進めていくためには、入居者や地域町内会のご理解が必要であり、計画策定時より事業の進行に合わせ建てかえ説明会等を重ねて開催しております。事業計画に一部変更があった場合にもその都度説明会を開催し、入居者に対しご理解を求めているところであります。その年の入居者を決定するため事前に建てかえ説明会を行っており、この説明会は団地全体の入居者を対象に事業の進捗状況や入居順番の決定方法についての説明を行っておりますが、事業が数年にわたることから次年度以降に住みかえ予定の方は欠席される場合もありますが、欠席された方については説明資料を後日送付し、内容をお知らせしております。住宅完成後、団地全体での入居者を対象に住宅内を見学する現地説明会、入居決定者を対象に具体的な入居手続や団地生活についての説明をする入居説明会、住宅内の設備について設備取り扱い説明会を開催しております。また、設備取り扱い説明会は昼と夜の2回開催し、就業されている入居者はもとより高齢入居者及び親族も出席できるように配慮しているところであります。設備取り扱い説明会は入居対象者が100%の出席であったところであります。このことから、建てかえ事業についての必要な説明会を開催しており、関係住民の合意は得ているものと考えております。今後においても必要な説明会を行い、ご理解をいただいた上で円滑に建てかえ事業を進めてまいりたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員の2回目の総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員の2回目の総括質疑を許します。

土田政己議員。

○土田政己議員 税の収入未済額及び公営住宅の収入未済額については、今部長さんから詳しくご答弁をいただきまして、職員の皆さんが大変ご苦労されて努力されていることはよく理解をできました。ただ、今大きな要因は、1番は社会的な要因で経済不況であるとか、あるいは仕事がないとか、大変な事情の中で多くの市民の方々が生活をせざるを得ないという状況があるわけでありますが、総務部長も述べられましたように、やはりそういう中でもまじめに納入されている方は、税でいえば納税の義務がありますし、あるいは公平という立場からも大事な件でありますので、ぜひ今後もこの収入未済額及び不納欠損の少しでも少なくするために努力をしていただきたいなというふうに思っております。

この点で、ただ1点だけお伺いしたいのは、先ほどの答弁の中に砂川市に所有者不明の土地はあるのだけれども、課税標準額というか、30万円の評価額に達しないので云々というお話がありましたけれども、そういう土地が多いのかもしれませんが、本来納めるべきものが納められない状況は全くないのかどうなのか。所在不明であるとか、あるいは先ほども話がありましたけれども、相続放棄だとかいろんなことがあるものですから、私はそういう土地が砂川市内にも幾らかあるのでないかというふうに感じるのですけれども、その辺改めて所在不明の土地はあるのだけれども、課税される額までいっていないというお話がありましたけれども、それが主だと思いますが、全くないのかどうかだけお伺いしたいというふうに思っております。

それから、公営住宅の家賃の件についても職員の皆さん大変努力されて、これはいつも、これまで長い間の懸案事項でありまして、大変ご苦労されているというふうに思いますが、やはりこれも今の社会的な経済的な影響が一番多い課題だというふうに思いますが、砂川市も新しい公営住宅ができれば大変、先ほども言いましたように快適な生活ができるようになった反面、なかなか経済的な状況も厳しいということがありますけれども、やはり市民全体の公平の立場からいえば、ぜひこれらについてもさらに一層の努力をお願いしたいなというふうに思っております。

公営住宅の建てかえ工事で建設部長から説明会などしっかりやって、皆さんの理解を得ているというふうに言われて、私たちもそうだと、先ほど言いましたように思っていたのです。だから、新しい住宅ができて、そして快適になって、入居者の皆さんが入居されて喜んでおられるのだろうというふうに思っていたのですけれども、ところが必ずしもそういうのでなくて、いろんなお話が聞かれます。例えば今新しい公営住宅の建設でいえば24時間換気システムというのがやはりきちっと理解されていない、市民の皆さんに。そのために、例えば今の時期でしたら大変寒いのです。朝、夜は寒い風が入ってくる。暖房が入るとそうでもないのかもしれませんが、寒い風が入ってきてすごく寒いというのがあ

て、それも例えば自分でとめることは、自動ですから、24時間ですから、とめることもできないとか、あるいは結露が起きるから押し入れの戸はあけておいてほしいとかと言ったけれども、あけっ放しというわけにいかないとか、そんなようなことがさまざま伺いを、そのほかにもいろいろあるのですけれども。しかし、私も先ほど言いましたように、これらの問題、本来は建設前の説明会とか入居前の現地見学会などもされているようなので、きちっと理解されていなければならない問題だというふうに思いますけれども、先ほど部長答弁ありましたが、事務報告書を見ると、例えば南吉野とか石山の現地説明会やっているのですけれども、南吉野でいえば対象世帯19世帯に対して建設説明会も現地説明会も12名しか参加していないとか、石山団地でいえば対象世帯34名に対して建設説明会では17名、現地見学会では19名と半数ちょっとしか参加していない状況があって、そういうのが私は原因かなというふうにも思ったりして、部長は欠席者には書類をお配りして、そして理解をしてもらっていると言うのですけれども、果たしてそれがやっぱり高齢者の方も多いいこともあって理解されていないのではないかなというふうに思うのです。したがって、せっかくいい住宅を建てて快適な環境のもとに暮らしていただいて、私たちも本当によかったなというふうに思っていたのですけれども、やっぱりこういう新しい住宅を建設して新しいシステムを入れる場合に、入居者のきちっとした理解を得ていくことが私は必要でないかというふうに思っていて、今回質問をさせていただいた経過はあるのですけれども、これからは公営住宅の建設工事が進みますので、ぜひ入居者の皆さん、関係者の皆さんにはやはりきちっと理解を得ていただくように、事前の説明あるいはシステムの説明等々を含めてしっかりやっていただきたいと思います。その点についてご答弁をいただきたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 ただいまご質問のありました所在者不明の土地という観点についてでありますけれども、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、北海道のほうで調査をしたという、同じような状況で砂川市内におきましても、いわゆる原野商法というような形の中で本州の方があたかも道路があるような形で区画割りをされた、本当の奥の道路も全くない、行けないような森林が市内でも何カ所かそのような形で分譲されているという経過がございます。先ほどもご答弁させていただきましたけれども、土地の部分の課税につきましては、基本的には課税標準の30万未満は免税点という形になりますので、このような場合につきましては課税をされないということで、納税通知書の発布もされないという状況にあります。これらが納税通知書の発布がされた場合につきましては、例えば登記簿上の住所と転居をされて変わっている場合につきましては、納税通知書が戻ってくる段階でそれらを調査することによりまして所有者の現在の所在等が明らかになりますけれども、納付書が送られない限りはなかなか現状といたしましてはそれらの所有者

の現状をつかむことは難しい状況にあります。これらにつきましては、かなりな所有者の数にもなりますし、課税という部分では対象とはまだ、免税点ということでなっておりませんので、なかなかそこまでの調査という部分については、事務としては取り扱っていないという状況になっております。

また、もう一点、相続放棄というお話もございましたけれども、最近ではそのような形で相続をされる財産があるにもかかわらず、相続放棄をされるというケースもふえております。基本的には、固定資産税の所有者が亡くなられた場合につきましては、納税義務者ということにはなりませんので、それらにかかります相続の代表者指定届というものをを出していただきながら、その亡くなられた方にかわりまして納付の義務を負っていただいているところがございますけれども、最近の傾向といたしましては相続放棄をするというケースが何点か見受けられています。相続放棄をすることによりまして、その相続人の代表者ということにもならないということになりますので、そのような場合につきましては現状といたしましては納付書の発布もなかなか難しいという状況になります。これらを解決するためには、相続人が全員放棄した場合につきましては相続財産法人というものを立てて納税義務を継承していただくという形になりますけれども、これら相続財産法人の運営に当たりましては管理人の選任を行わなければならないというものもあります。これらにつきましては、課税庁などの利害関係者あるいは検察庁などが請求して裁判所が選任するという形になっておりますけれども、これにつきましては多額な費用がかかるということもありまして、なかなか現状といたしましては取り組めない状況にありますけれども、現在の傾向といたしまして、そのようなケースがふえているという状況がありますし、これはどちらかといいますと全国的な傾向とも言われているようでありますので、それらについての対応も研究していくということで進めている状況でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 団地の説明会の関係でございますけれども、さっき議員さんのほうから事務報告の中で対象世帯のお話がありましたけれども、この事務報告の対象世帯につきましては次年度以降、平成23年度に入る予定の方もご案内を申し上げている次第でございます。したがって、22年度の対象箇所の方につきましてはほぼ来ているというふうな状況で、先ほどもご答弁いたしましたけれども、その設備の説明会、これにつきましては全員100%の出席をいただいているところでございます。先ほど議員さんのほうから換気システムですね、このお話ありましたけれども、このシステムにつきましては公営住宅設備基準で設置が義務づけられているものでございます。したがって、この換気システムにつきましては、シックハウスといいますか、塗料のにおいとか建材の物質、悪質な物質が体内に入らないような、そんなような目的でつけているものでございます。

あと、先ほどもご答弁いたしましたけれども、我々のほうといたしましても、必要な説明会は行ってございます。もしわからないことがございましたら、窓口のほうにご相談をいただければ対応していきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己委員 固定資産というか、財産のほうはわかりました。これは、今部長が言われましたように、全国的にも、特に北海道が大変で、道職員の皆さんに聞いても、今のプライバシー保護法があったりして全く調べることができないというようなこともあって、大変苦慮されているようでありますけれども、残念ながら国の法整備がきちっとされなかったり、あるいは規制緩和があったりして、その結果今言ったようなさまざまな問題が地方で起きていると。ただ、これは今部長が言われますようにふえていっている傾向にあるとすれば、やっぱり何らかの対策をとらなければならないし、必要によっては国に対してもしっかりと要望もやっていっていただきたいなというふうに思いますけれども、また細かいことは委員会もありますので、そこでお伺いしたいというふうに思っております。

それから、公営住宅の建設の関係では、今部長が答弁あったことをしっかりやられているのだと思うのですが、ただやっぱり理解されていない方が結構おられて、ですからこれは高齢者ということもあたりいろんな点もあるのでしょうかけれども、やっぱりもう少し丁寧に説明してあげないと。公営住宅にそのシステムをつけることは義務づけられている。しかし、実際に入った人にしてみれば、入ってみたら、さっき言ったように、特にこの時期とかの場合は外の空気が入ってくるシステムになっていますから、部屋の中に夕方とか朝は寒い空気が自動的に入ってくるシステム。自分ではとめることはできないということになっているような状況について、やっぱりきちっと説明されているのはわかるのだけれども、その人は入ってみて初めてわかったから来て見てくれと、行ってみれば確かにそうなのです。昼間は感じないし、恐らくこれから暖房が入ればそんなことはないのでしょうかけれども、たまたま今の時期は暖房もなくて、朝夕の寒い寒気が部屋の中に入ってくるというシステムの場合、北海道としてそれが果たして適切なのかどうか私はわかりませんが、今義務づけはされているということもあるのですけれども、しかし住民の皆さんが快適な生活をしていただくには、もしそういうことで、次の公営住宅を建てる上で改善すべきものがあつたら改善していく必要があるのではないかなと。換気システムばかりでなくて、いろいろ駐車場の問題とか、さまざまな問題で本来は説明会で理解されているのだというふうに思うようなことがやはり持ち込まれるような傾向もあるものですから、ぜひしっかりと説明会と、説明会だけでなく、やっぱり理解をいただいて、そして快適な公営住宅に入ってもらうように努力をしていただきたいなということを申し上げまして、終わります。

○議長 東 英男君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第10号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第11号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第12号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第13号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第14号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第15号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第15号の総括質疑を終わります。
以上で各議案に対する総括質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております7議案は、12人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中継続審査を行うことにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名します。

決算審査特別委員会委員に飯澤明彦議員、一ノ瀬弘昭議員、小黒弘議員、北谷文夫議員、沢田広志議員、多比良和伸議員、辻勲議員、土田政己議員、増井浩一議員、増田吉章議員、増山裕司議員、水島美喜子議員、以上のとおり指名します。

◎日程第4 報告第1号 平成22年度砂川市健全化判断比率の報告について

○議長 東 英男君 日程第4、報告第1号 平成22年度砂川市健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 報告第1号 平成22年度砂川市健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成22年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、健全化判断比率について報告をするものであります。

平成22年度の各健全化判断比率は、①、実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。②、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度同様となっております。③、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率であります。18.9%であります。前年度は21.5%でありましたので、2.6%低下しているところであります。④、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。109.7%であります。前年度は127.1%でありましたので、17.4%低下しております。各健全化判断比率につきましては、表の右欄に記載の早期健全化基準を下回っているものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号 平成22年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について

報告第3号 平成22年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について

○議長 東 英男君 日程第5、報告第2号 平成22年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について、報告第3号 平成22年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 金田芳一君 (登壇) 報告第2号 平成22年度砂川市下水道事業の資金不足比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成22年度砂川市下水道事業の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

内容につきましては、平成22年度下水道事業特別会計決算において歳入総額9億1,758万8,000円に対し、歳出総額9億1,684万7,000円で74万1,000円の剰余額となり、資金不足額が生じないことから、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 報告第3号 平成22年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成22年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

平成22年度病院事業会計の決算では、流動資産33億7,151万6,000円、流動負債3億9,619万1,000円となり、資金不足額が生じないことから、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより報告第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第2号及び第3号の報告を終わります。

◎日程第6 選挙第1号 砂川市選挙管理委員会委員の選挙について

○議長 東 英男君 日程第6、選挙第1号 砂川市選挙管理委員会委員の選挙を行いま

す。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、山亀克己さん、其田晶子さん、岩崎誠さん、信太英樹さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました山亀克己さん、其田晶子さん、岩崎誠さん、信太英樹さんを選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定いたしました。

◎日程第7 選挙第2号 砂川市選挙管理委員会委員の補充員選挙について

○議長 東 英男君 日程第7、選挙第2号 砂川市選挙管理委員会委員の補充員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員の補充員には、関尾一史さん、千葉美由紀さん、中村和弘さん、若林成明さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました関尾一史さん、千葉美由紀さん、中村和弘さん、若林成明さんを選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名しましたとおり当選人を決定しました。

お諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

◎日程第8 報告第5号 監査報告

報告第6号 例月出納検査報告

○議長 東 英男君 日程第8、報告第5号 監査報告、報告第6号 例月出納検査報告の2件を一括議題といたします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第9 意見案第1号 自然エネルギーの推進と原子力発電からの計画的撤退を求める意見書について

意見案第2号 平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書について

意見案第3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について

○議長 東 英男君 日程第9、意見案第1号 自然エネルギーの推進と原子力発電からの計画的撤退を求める意見書について、意見案第2号 平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する意見書について、意見案第3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書についての3件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第3号に対する一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第3号までを一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 東 英男君 これにて日程のすべてを終了いたしました。

平成23年第3回砂川市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年9月15日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員